（古物営業法施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三十四条　古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正前	改正後
別記様式第３号（附則第３条関係） 主たる営業所等届出書 古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和２年国家公安委員会規則第１号）附則第３条第４項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。 年　月　日 公安委員会　殿 届出者の氏名又は名称及び住所 ［　］ 許可の種類 ／ 1. 古物商　2. 古物市場主 許可申請年月日 ／ 年　月　日 許可申請の際経由した警察署 （ふりがな） 氏名又は名称 住所又は居所 ／ 電話（　）　－　番 主たる営業所又は古物市場 営業所・古物市場 ／ 形態 ／ 1. 営業所あり　2. 営業所なし　3. 古物市場 （ふりがな） 名称 所在地 ／ （住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。） ／ 電話（　）　－　番 記載要領 ［削る。］ 1　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。 2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	別記様式第１号（附則第２条関係） 新許可証交付申請書 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第３条第２項の規定により許可証の交付を申請します。 年　月　日 公安委員会　殿 申請者の氏名又は名称及び住所 ［　］ 許可の種類 ／ 1. 古物商　2. 古物市場主 （ふりがな） 氏名又は名称 法人等の種別 ／ 1. 株式会社　2. 有限会社　3. 合名会社　4. 合資会社　5. その他法人　6. 個人 生年月日 ／ 年　月　日 住所又は居所 ／ 電話（　）　－　番 行商をしようとする者であるかどうかの別 ／ 1. する　2. しない 主として取り扱おうとする古物の区分 ／ 01 美術品類　02 衣類　03 時計・宝飾品類　04 自動車　05 建築・開閉物類　06 自転車類　07 写真機類　08 事務機器類　09 機械工具類　10 道具類　11 皮革・ゴム製品類　12 書籍　13 金券類　（いずれか１つに○を付けること。） ／ 代表者（（ふりがな）／氏名／生年月日 ／ 年　月　日／住所 ／ 電話（　）　－　番） 記載要領 1　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。 2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
別記様式第３号（附則第３条関係） 主たる営業所等届出書 古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和２年国家公安委員会規則第１号）附則第３条第４項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。 年　月　日 公安委員会　殿 届出者の氏名又は名称及び住所 ［　］印 許可の種類 ／ 1. 古物商　2. 古物市場主 許可申請年月日 ／ 年　月　日 許可申請の際経由した警察署 （ふりがな） 氏名又は名称 住所又は居所 ／ 電話（　）　－　番 主たる営業所又は古物市場 営業所・古物市場 ／ 形態 ／ 1. 営業所あり　2. 営業所なし　3. 古物市場 （ふりがな） 名称 所在地 ／ （住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。） ／ 電話（　）　－　番 記載要領 1　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。 3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	別記様式第１号（附則第２条関係） 新許可証交付申請書 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第３条第２項の規定により許可証の交付を申請します。 年　月　日 公安委員会　殿 申請者の氏名又は名称及び住所 ［　］印 許可の種類 ／ 1. 古物商　2. 古物市場主 （ふりがな） 氏名又は名称 法人等の種別 ／ 1. 株式会社　2. 有限会社　3. 合名会社　4. 合資会社　5. その他法人　6. 個人 生年月日 ／ 年　月　日 住所又は居所 ／ 電話（　）　－　番 行商をしようとする者であるかどうかの別 ／ 1. する　2. しない 主として取り扱おうとする古物の区分 ／ 01 美術品類　02 衣類　03 時計・宝飾品類　04 自動車　05 建築・開閉物類　06 自転車類　07 写真機類　08 事務機器類　09 機械工具類　10 道具類　11 皮革・ゴム製品類　12 書籍　13 金券類　（いずれか１つに○を付けること。） ／ 代表者（（ふりがな）／氏名／生年月日 ／ 年　月　日／住所 ／ 電話（　）　－　番） 記載要領 1　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。 2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。